

## 監査報告書

令和2年5月19日

学校法人 正眼短期大学

理事 事会 御中

評議員会 御中

監事 久保、強、矢行  
監事 前野昭道

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行  
うため、学校法人正眼短期大学寄附行為第13条の規程に従い、  
学校法人正眼短期大学の平成31年度（平成31年4月1日から  
令和2年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況  
又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、不正の行  
為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、  
いづれも適正に行われていることが認められました。

以上